

各 位

公認会計士 山内眞樹

JATP ニュースレター創刊号に寄稿させていただきました！！

この度、松嶋英機先生のご好意により、JATP（事業再生実務家協会）のニュースレターに寄稿させていただきました。

JATP は、松嶋英機先生を代表理事として法律家、金融機関、会計士など約 560 名の専門家から成り、事業再生に関する公益活動を中心に、勉強会や事業再生市場の課題やニーズを政府等へ提案している組織です。

私もその末端の会員として参加させていただいております。

JATP ニュースレター創刊号をお届け致しますので是非ともご覧下さい。

平成 23 年 3 月 10 日

また、沖縄においては、与世田兼念先生を代表理事（今回、与世田先生は沖縄県副知事になられたため竹下勇夫先生に変更）として約 6 年半程前に沖縄事業再生研究会（会員 93 名）を組織し、毎月 1 回程度「勉強会」を沖縄振興開発金融公庫の 5 階大会議室で続けるとともに、外にもシンポジウム等を実施いたしました。

今後ともよろしく申し上げます。

情報はリアル、会計はクール、経営はムーブ  
どうすれば沖縄は強くなるか



山内公認会計士事務所  
Yamauchi Certified Public Accountant Office

## JATP ニューズレター創刊にあたって

代表理事 松嶋 英機

(弁護士 西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

事業再生実務家協会が発足して約7年、事業再生ADRの認証・認定を受けてから2年を経過致しました。この間、会員各位の多大のご協力、ご支援により当協会は順調に発展して参りました。各位に厚く御礼申し上げます。

現在、当協会は個人正会員545名、法人の賛助会員21社（登録会員51名、上記正会員に含む。）を擁し、設立趣旨に基づき、事業再生に関する公益的活動として、各種委員会活動の他に、シンポジウム、茶話会、勉強会等を実施し、加えて2年程前からは事業再生ADR事業を展開しております。こうした公益事業の他、事業再生市場の現状の課題やニーズに関する政府への提案や、事業再生ADR事業については、その具体的な主催者ともいべき手続実施者の要件緩和のために経済産業省令の改正を求め、第三者委員会である「事業再生ADR制度検討研究会」への協力など、幅広く活動しております。

しかしながら、活動が大都会中心となっているため、地域の会員にとっては参加の機会が少なく、全員相互のコミュニケーション不足を痛感しております。

そこで、この度、会員各位の交流や情報交換の一助として、「JATP ニューズレター」を年4回程度発行することといたしましたので、会員間のコミュニケーションの一層の充実を図っていただきたいと思っております。

創刊号は少々固く高度な内容かとは思いますが、もっと平易な内容で結構ですから、各位からの積極的な投稿を期待しております。ニューズレターの充実により、会員各位の連帯が確固としたものになることを願ってやみません。

平成23年2月吉日

## ■寄稿募集のご案内■

JATP ニュースレターは、全国の事業再生に携わる(あるいはこれから携わろうという)会員の皆様による、皆様のための、コミュニケーションツールです。地域の話題・専門分野に関する情報の交換や日頃の事業再生にける想いを文章にさせていただき、会員相互の意見発表の場の提供を目的として発刊の運びとなりました。

年4回発行の季刊誌として、皆さまのお手元にお届けいたします。奮ってのご投稿をお待ち申し上げます。

なお、五人の編集委員が、ニュースレター発行のために選任されました。皆様のお役に立ちますよう、発行の推進に努めてまいります。次の執筆者は、会員の皆様です。

企画運営委員長 陳野 浩司

## ■編集委員のご紹介■ (50音順)

### 【石橋 哲】いしばしさとし

株式会社クロト・パートナーズ代表の石橋です。協会会員の皆様の相互交流ツールの一つとして定着するよう努めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

87年東大卒後に長銀(～98年)、シティバンク(～03年)を経て、03年に産業再生機構に参加。06年末アサインメント終結とともに退職。07年初から、事業・組織再構築局面におけるハンズオンコンサルを目指して、現職に至ります。07年日本郵政(株)顧問(～08年)。08年内閣府 地域力再生機構(仮称) 準備室政策企画調査官。吉本興業(株)経営・戦略アドバイザー(現)。中小企業基盤整備機構 事業再構築円滑化等債務保証委員会委員(現)等。

### 【柴原 多】しばはらまさる

弁護士の柴原です。事業再生に関しては債権者側、債務者側、スポンサー側と様々な立場で関与させて頂いております。事業再生においてはかかる立場毎の利害状況も当然に異なりますが、各社の歴史的経緯、各社の営業エリア・営業内容・営業方針等に応じて色々なものの見方がありますので、かかる見方についてニュースレターを通じて皆様と交流をさせて頂ければと考えております。宜しく御願致します。

### 【藤森 博之】ふじもりひろゆき

公認会計士の藤森です。現在まで、事業再生ADR手続において、手続実施者及び補助者として4案件に携わってまいりました。手続面では、未だ、DDSの取扱い、自家創設のれんの計上、リスケ計画時の実質債務超過算定方法及び非会計監査会社における手続成立後の決算数値担保の問題等、課題が残されていると思いますが、個人的には債務者企業が生まれ変わり、債務者が債権者の信用を得られるような手続となるよう心がけたいと思っております。

会社の再生には、案件ごとの新たな発想と諸先輩方の経験との融合が必要だと思っております。寄稿される皆様のご意見やご経験を楽しみにしております。

### 【穂刈 俊彦】ほかりとしひこ

あおぞら銀行金融法人業務部の穂刈と申します。事業再生実務家協会創立時から理事の職に任じられ、今日に至っております。本会創立時から取り組んでいる仕事は、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関が、取引先の事業再生を進めるにあたり、債権者としてどのような態勢をとっておくべきか、事業再生を成功裏に進めるのはどうすべきか、金融機関の所属職員に対する事業再生研修はどうすべきかについての助言を行っております。

ニュースレターでは、地域金融機関にかかわる現場の皆さんの考え方を広くご紹介したいと思っております。債権者の立場、債務者の立場、第三者の立場、いずれにとらわれることなく、さまざまな考えを是非お寄せください。

### 【山形 康郎】やまがたやすお

弁護士の山形です。大阪弁護士会に所属し、西日本及び東京を中心に法的手続、私的整理手続問わず事業再生の現場で利害調整に走り回っており、年中、師走ならぬ「士走」状態です。再生支援協議会手続、事業再生ADR手続にも関与させていただくことができ、各種手続のポイントを感じながら、都度都度、新たな発見をしながら業務を進めていく充実感に加え、金融機関、コンサルタント、士業の様々なプロフェッショナルな方々とお知り合いになれることも仕事を続けていく上での喜びとなっています。そういった方々に寄稿をお願いして、全国の皆様に発信する機会を設けるお手伝いをしたり、この編集作業を機に新たな出会いが得られたりすると思っておりますので、編集委員会としての活動を非常に楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

## 早期迅速再生のための事業再生ADRを更に使い易くするために

高木 新二郎



## ■ 早期事業再生の文化の普及

本会は2003年4月に創立されて満7年を迎えようとしている。早期着手・迅速再生のためには、弁護士・会計士のみならずファイナンスや経営などの専門家も役割を分担する必要がある、そうした幅広い専門家人材の発掘、育成、交流、活用を目的するものであった。当時は揺籃期にあった日本の再生ビジネスは大きく成長した。どん底から這い上がるための経営専門家（ターンアラウンド・マネージャー）の育成は道半ばであるが、早期事業再生の文化は普及した。

## ■ 経済合理性と公正衡平正義

かつて法律家（弁護士）中心で行われていた企業再建は、可能なかぎり依頼者企業を救うことにあった。ゾンビを生かすと公言する弁護士もおられた。小企業・零細企業関係者の最低限の生活保障のためには、それが必要なこともある。経済学・経営学の立場からは、再建見込みがない企業を市場から淘汰して退場させつつ、窮境にはあるが見込みがある事業については、事業価値を維持しながら財務や経営の再構築をして再生させ、経営資源（人・物・金）を活力のある事業に集中させて、経済の活性化を図ることが大切である。経済の視点からは経済合理性、法律の視点からは公正衡平正義が求められるが、事業再生には両方が不可欠である。

## ■ ワークアウトの普及

この10年間で目覚ましいのはワークアウトの普及である。資金繰り破綻前のできるだけ早い時期に、主要債権者（金融債権者）と債務者が再生計画案について協議して、緊急融資、経営者の交替、債務減免・債務の株式化や新出資者や事業譲渡等を含む再建案について合意を成立させて実行する。2001年に策定された私的整理ガイドラインがこの仕組みを実現したが、巨額な債務を負担する大企業について裁判所の外で、合意により一時停止をかけた上で任意の話し合いにより、こうした内容の法的拘束力のある合意を成立させることは、それまでの常識からすれば驚天動地のことであった。

ガイドラインに次いで産業再生機構がワークアウトを普及させ、機構解散後は本会が運営機関となっている事業再生ADRが承継して実績をあげつつある。企業再生支援機構はワークアウトに拘らず、会社更生併用の道歩んでいるようであり、裁判所も2009年からDIPや商取引債権弁済許可を例外的でなく活用するなど、柔軟な運用に

舵を切った。結構なことである。

## ■ 米国の363条セールとストーキング・ホース

世界的にもこの約10年間で劇的な変化があった。米国ではGMに象徴される連邦倒産法363条セールが盛行を見ている。利害関係人と協議の上で株式の配分まで決めて、2008年6月にチャプター・イレブンの申立と同時に申請して、新生GMに対する事業と事業用資産の譲渡の許可を得て、同年7月にはその実行も完了した。連邦政府等が供給した多額の緊急融資債権等によるデット・イクイティ・スワップなどが対価とされており、申立後の政府のDIPファイナンスによる資金によって、譲渡対象資産に対する被担保債務を弁済してフレッシュ・スタートを切り、2010年10月には上場を実現して政府資金の回収を始めた。旧GMはモーター・リキデーション・カンパニーと商号変更して、なおチャプター・イレブン手続の中で実質的な清算業務中である。大企業については、とりあえずストーキング・ホースに事業を承継させ、DIPファイナンスも供給させて事業価値の減耗を防ぎつつ、続く公正で透明なオークションでM&Aによる早期迅速再生を図っている。

## ■ EU倒産規則

ヨーロッパでは2000年EU規則（前身は1995年条約）により、主要な利益が存在する国で開始された倒産手続がEU域内での唯一の主要倒産手続とされるようになってから、使い易い倒産再建法がある国に実質的にも本店を移転するフォーラム・ショッピングが行われるようになり、各国が競って再建手続を使い易いものに変えつつある。

## ■ 英国のワークアウトとプレバック

まず英国では2000年の倒産法改正と02年企業法により、浮動担保権者がレシーバーを選任して清算を選択してしまうのを阻止しつつ、倒産手続を開始しなくてもワークアウトにより、頭数にして過半数、金額にして75%以上の債権者等の同意があれば、裁判所の認可により少数債権者も拘束するカンパニー・ボランタリー・アレンジメント（CVA）とスキーム・オブ・アレンジメント（SA）などを成立させることを容易にした。米国とは違い日本で使われているのと同じく、バイヤーを予め決めた上で手続を開始するプレバックという用語が公文書（公的資格者であるインソルベンシー・プラクティショナーの公的規範）にも

あらわれており、早期再生が盛んになっていることを示す。

#### ■ フランスのセーフガード

これに次いでフランスでは 2005 年商法改正法（別名、会社救済法）によって、セーフガード（保全）手続を創設した。裁判所が選任した司法管財人の監督の下ではあるが、ワークアウトによって額にして 75%以上の債権を有する債権者の同意があれば、商事裁判所（裁判官は非法律家商工業者）の認可によって、ワークアウトを成立させることが可能となった。少数反対債権者の権利は変更されないが、裁判所は、不同意債権者に対して最長 10 年間の棚上げ（支払猶予）を命ずることができる。ユーロトンネルなどの国際的な条件についても利用され、更に利用し易くするために 2010 年 10 月に 05 年法の改正法である「金融債務変更のための迅速保全手続法」が立法され、2011 年 3 月から施行される。

#### ■ ドイツの企業再建促進法第一草案

ドイツでは、支払不能または債務超過になってから 3 週間以内に倒産手続の申立てをしないと、遅延によって損害が拡大した分につき、経営者個人が民事責任を負わされ、場合によっては刑事罰（3 年以下の拘束刑または罰金刑）を受けることをおそれて早々に再建を断念し、また倒産手続開始後も最長 3 ヶ月間は清算型か再建型が確定せず、場合によっては管財人も個人責任を負担させられることがあるなど、再建のためには使い勝手が悪いとされていたが、大企業については、予めターンアラウンド・マネージャーを選任して、主要債権者と再建案について協議を成立させてから、倒産手続申立てと同時に計画案を提出して、法的には例外的に可能とされていた DIP 制度を活用するプレ・アレンジが散見された。これを受けてそうした運用を容易にするために、連邦政府は 2010 年 7 月に「会社再建を更に促進させる法律」第一草案を公表し現に立法準備中である。

#### ■ アジア諸国・特に韓国の企促法

アジア諸国の多くはアジア通貨危機を乗り越えるために、IMF やワールド・バンクやアジア開発銀行の助言の下でワークアウトのルールを作って現在も活用している。隣の韓国では 2005 年統合倒産法の他、01 年企業構造改善促進法（07 年改正）により、準公的機関の関与の下で、やはり 75%の多数決によるワークアウトの成立を可能にし、大企業について活用されている（裁判所の関与がないために違憲の疑いが指摘されたので、反対債権者の債権を現在価値により買取ることにした）。

#### ■ 社債権者についての手当てがない事業再生 ADR

こうしてこの約 10 年間に世界の事業再生実務は、早期着手・迅速処理に向かって様変わりした。本会が 2009 年に運用を開始した事業再生 ADR 案件は、2010 年末に

26 件を数えるに至った。公募社債の発行が年々増加しているのに、社債権者を多数決で拘束する方法がないことが致命的な欠陥になるおそれがあるので、関係法令の改正を急ぐ必要があり、そうしないとメインバンクシステム崩壊により利用困難となった私的整理ガイドラインの轍を踏みかねない。日本を事業再生後進国にしないために、関係各位の一層の努力を期待したい。ちなみに欧米諸国の上記のスキームでは社債権者の多数決による変更が可能である。

#### ■ 今年 10 月に東京で開催される予定の第 3 回東アジア倒産再建シンポジウム

日本、中国、韓国の東アジア三国を合わせると欧米に匹敵する経済規模となりつつある。世界の第 3 極である。不安定な政局にもかかわらず、中小企業も含めて日本企業はアジアに進出しつつある。これまで三国は、事業再生の法制やプラクティスの面でも欧米に追随し模倣してきたが、これからは三国の専門家が互いに切磋琢磨して、アジアでの事業再生のプラクティスを発展させ展開する必要がある。日本からの呼び掛けに中韓の専門家が積極的に呼応して、2009 年にソウルで第 1 回、2010 年に北京で第 2 回の東アジア倒産再建シンポジウムを開催した。日中韓の三か国語を公用語とする珍しい国際会議である（英語は公用語ではない）。今年 10 月に第 3 回シンポを東京で開催する予定であり、併せて東アジア倒産再建協会（仮称）を設立すべく準備中である。事業再生実務家協会の会員諸氏の積極的な参加を期待したい。

[略歴]

高木 新二郎（たかぎしんじろう）

野村證券顧問、事業再生 ADR 手続実施者選定委員長（現在）。

1963 年弁護士登録、88 年東京地裁判事、山形地家裁所長、新潟地裁所長、東京高裁部総括判事、2000 年弁護士復帰、獨協大学教授、01 年私的整理ガイドライン研究会座長、02 年法学博士（東洋大学）、01～03 年企業法制研究会等委員長（経産省）、02～03 年事業再生研究機構、事業再生実務家協会、倒産処理弁護士ネットワーク等を創設（理事長等）、03 年～07 年株産業再生機構産業再生委員長、03 年～06 年中央大学法科大学院特任教授、07 年地域力再生機構研究会座長（内閣府）、07 年旭日重光章受賞。「事業再生」（岩波新書）、「アメリカ連邦倒産法」（商事法務）など多数の著書論文（日本語・英語）がある。

## 「ない」ではなくて「ある」の発想

## －沖繩における倒産と財務調査から－

公認会計士 山内 眞樹



「すべては心の持ち方次第だ」という渋沢栄一の言葉は企業発展の要だと思う。

沖繩の歴史は800年、人口は全国の約1.1%である。しかし、民力レベルは全国比約0.8%で県民所得4兆円足らずの規模である。人口は本土復帰時の96万人（全国108百万人）から今も増加傾向にあり、全国127百万人に対し140万人、これに米軍関係者の5万人、年間600万人の観光客の平均換算人口5万人を加えると150万人の人口となる。経済規模では日本の1%弱であるが、ずっと先には東京の10%弱と言われるようになりたいものである。

日本の経済力の1%弱に当る沖繩地域の倒産と再生の歴史は1972年の本土復帰とともに始まる。というのは、復帰前は手形の交換所が無く倒産は本土復帰とともに発生し、認識されたからである。そのため倒産に対する周囲の対応も人情も他の地域とは若干異なっている。

その復帰直後、3,000億円という巨額の海洋博（1975年～1976年）投資後の倒産から、民事再生法が施行された2000年までの約25年間の和議、会社整理、会社更生等の沖繩地域の再建型倒産は230件余りあったということである。それらの財務調査と書類の作成等を100件程度経験させていただいた。

財務調査等は再建型倒産事件の中の一部ではあるが、ふり返ると、その頃の沖繩の産業及び企業財務の特色がよく見えた。業種的には建設業、小売、サービス業の倒産が多く、再建率は10%程度と低く、企業基盤の脆弱さによる再建困難な例が多かったと思う。書籍等で報告されている全国の事例と比較して、財務調査の結果を要約してみると、債務超過のものが大部分で（1）経営者が独善的で、問題を先送りし申立の時期が遅れたもの、（2）再建の基礎となる経営資源が元々欠如していたもの、（3）経営者に責任感と経営能力がなく安易に救済制度に頼るなど再建に値しないものが多数あり、（4）結局、地域社会から見て事業を残さざるを得なかったものと、企業グループ等の支援のあったもの、経営資源が残っていてオーナーに意欲があり曲りなりにも再建が出来たもの、など再建した企業はごく少数であった。

このような財務調査等をする中で再建の為の相談、経営改善などと仕事の内容が変化して行くにつれて、申立企業の質のチェックや再建を成功させるための事前の検討の必要性を強く感じた。それは申立企業とその債権者、

申立を行わずに倒産したもののや再建している企業、バッドとグッドの事業区分等に不公平感を覚えるとともに、地域の中小企業には、申立前の経営改善こそ重要ではないかという疑問。むしろ、古いものや陳腐化したものは地域から切捨てる又は助けないというシステムが必要ではないかという疑問でもあった。最近の統計資料等で民事再生法施行後の終結の状況等を見ると、倒産企業そのものの質は余り違いはないが和議の時代と比較して再生率は向上しており制度の改善を感じた。また一方、民事再生法等と関連して組織再編法制が整備され合併、分割、事業譲渡などと再生の方法は、企業実態に合わせて多様化効率化され、成功例は増えている。

話は少しそれるが、いつの時代にも企業の浮き沈みは必ずある。地域において事業を起し、改革し、再生し、継続して行く企業に対して会計士として関与するのは、興味深くてやりがいのある仕事である。このような経験の中で興味深かった例や感想がいくつかある。

（1）再生中のある企業の決算検討会へ出席した。前年比較で見たところ、売上高140百万円増、広告費35百万円増で、経常利益は40百万の増加であった。

全国ベースの飲料品の販売メーカーで、私は従来から散漫となりがちな広告費の節減を強く提言していた。ところが、今回は広告費の増加が売上高と経常利益の増加をもたらしている。売上高の増分から広告費を中心に経費の効果と貢献度を分析していた。広告一回毎の売上と経費の効果分析が行われ、売上効果の要約は数十行に及び、広告等の経費について非効率支出の排除と効率支出の集中による直接費化と、併せて製品及びサービスの充実が行われていた。この売上高から経費を分析する発想には、何か経費積上げ式の会計の会計の盲点をつかれた感じがした。

（2）もう一つの例は資源が欠乏している沖繩における産業の観点からである。「島」には原料も資源もなかった。しかし「ない」ということで終ればそれで終りだ。「ない」をもっと深く考える必要がある。

地元「鉄」がない。50年前の沖繩の住宅は殆ど全てが木造であった。台風が来るたびに木造の建物は破壊され、その修理のために木材が必要となる。山林資源の乏しい沖繩では本土から移入する。木材商はそうして商売は成り立ったが、沖繩の人々は毎年損をするだけで貧しくなるばかりだ。しかし沖繩には「何もない」と諦めてはそれで終りである。「ある」という気持ちと発想が大切だ。

ある企業は台風で壊れない建物の需要は無限に「ある」のではないか。沖縄には鉄筋コンクリートの建物の必要性が「ある」と考えた。その考えを実行し、鉄鉱石もない沖縄で製鉄業（電炉）を起こし今や全国の1%超のシェア、本土の電炉メーカーと遜色のない財務内容となっている。そして沖縄の建物は90%以上が鉄筋コンクリートとなって、台風の被害は受けなくなった。結局、この企業は「ある」と考えた。「ない」で済ませばそれから先は何もなかったかもしれない。「ある」と判断し、それに挑戦した。それがイノベーションというものではなからうか。

(3) 復帰後38年、沖縄の経済社会は大きく変化しようとしており、この変化を沖縄800年の歴史における百年に一度のチャンスとして捉えることができる。

米軍普天間飛行場の名護市キャンプ・シュアブ移設等米国の基地政策の見直しをめぐる一連の移設と返還、或いは県外移設と基地の跡地の再開発の可能性、加えて、日本の行財政改革が、この変革の震源である。沖縄経済における米軍基地の比重は、復帰時県民総生産100に対して約15%と言われていたが、現在は半減した。県内工事の動向は1993年の8,573億円をピークに近年は約67%の水準に減少している。特に公共工事の減少は半減と著しい。これらの脅威を思考方法を変えることによって、自立経済のチャンスにできる可能性がある。将来の沖縄経済について、“脱・基地依存、脱・公共工事依存”、“観光リゾート産業主導”、“沖縄本来の可能性の追求”“沖縄のソフトパワーの強化”といったフレームワークの中で産業の再生と改革を展望すべきである。今こそ「ない」ではなくて「ある」の発想、本当のイノベーションの意味を理解する必要がある。

話を企業再生に戻すと、海洋博後に初めて倒産を経験した沖縄であったが、著名な倒産専門の裁判官の赴任、多数の倒産事例、実務経験を経た法律専門家、そして時代の変化、法制度の整備、東京の専門家の支援や情報提供による共通認識などが沖縄の企業再生実務の課題解決の大きな力になったと思う。事業再生の要は経営者の認識と早期着手と専門の実務能力である。課題に対して適切に対処できる人材の育成と環境整備を続けることが必要である。

この点について言うと、松嶋英機先生の勧めにより沖縄事業再生研究会という組織を作った。まず、平成16年11月26日に「中小企業の事業再生シンポジウム」を行いそれを機に、当時の大澤真日本銀行那覇支店長（現プライスウォーターハウスクーパースパートナー）の呼びかけにより、沖縄弁護士会、日本公認会計士協会沖縄会が中心になって、地元6金融機関等（沖縄公庫、琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、JA沖縄、コザ信金、沖縄県産業振興公社、PwCアドバイザー）が集まり、当時の沖縄弁護士会会長と世田兼稔氏を代表理事とし

て、沖縄事業再生研究会を設立した。その後6年余りが経過し、会員80～90名は常時維持している。

これまで(1)主催したシンポジウム6回、(2)共催によるシンポジウム1回、(3)記念講演会2回、(4)勉強会45回、(5)琉球大学21世紀フォーラム1回を開催して約4,500人の参加者を数えている。

松嶋先生、九州大学の小西龍治先生（現立命館アジア太平洋大学大学院教授）をはじめ、シンポジウム、講演会、勉強会のパネラー、講師を勤めていただいた先生方は金融界、法曹界、経済界等100名を超えている。内閣府沖縄総合事務局金子秀喜財務部長のご紹介で、沖縄総合事務局へ来られた預金保険機構理事長の永田俊一先生や財務省総合政策研究所研究部長の田中修先生にもご講演していただいた。

この間に日本銀行那覇支店長曾我野秀彦氏と議論し、企業のライフサイクルに応じた事業再生ということで、広く企業の創業から、事業承継に至るまでを事業再生と考える雰囲気となった。続く水口毅支店長、杉本芳浩支店長にも当会顧問に就任していただいた。また、「季刊事業再生と債権管理（株式会社きんざい発行）」の沖縄事業再生通信の掲載も6年目を迎え、沖縄公庫の譜久山當則氏（現副理事長）をはじめ、当会会員等に6年間18回もの執筆を続けていただいている。

この1年余りも、沖縄公庫の大会議室をメイン会場にして、沖縄事業再生研究会の勉強会やシンポジウムを実施することが出来た。

沖縄は東京から1,500キロの南、「日本の玄関」である。日本の南の玄関であることを客観的に証明するものは、世界の最強国アメリカが日本上陸の第一番目としたところ、そして今もその必要性を重視し続けていることから明白である。経済、産業そして企業も質や規模の点で問題は多いが、復帰後の39年と将来に渡って、沖縄は、産業そのものの再生を含めて発展し続ける地域であることは間違いないと思う。

「ない」ではなくて「ある」の発想、これが沖縄発展のキーワードである。

[略歴]

山内 眞樹（やまうちまさき）

昭和16年6月16日生。同志社大学経済学部卒業。監査法人トーマツ勤務（S45.5～S48.4）。日本公認会計士協会沖縄会会長、本部常務理事（H16.6～H19.7）。民事調停委員、専門委員（那覇地方裁判所）。全国法人会総連合 税制委員。沖縄事業再生研究会 理事。ファミリービジネス研究所 会員。株式会社沖縄銀行社外取締役（H20.6～H22.6）。日本取締役協会 会員。